

ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）のご案内（2025年度版）

中野区では、東京都が実施するベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を活用し、ベビーシッター利用料の負担を軽減することによって、保護者の復職を支援します。

◎利用対象者（お子さんが0歳児～5歳児の保護者で、次の①～③いずれかに該当する方）

①待機児童の保護者：保育認定を受け、保育所等に入所申込みをした結果、入所保留となりお子さんが待機児童となっている保護者。

※保育所等の入所承諾の辞退や利用解除をした場合、辞退対象月（利用解除月）が属する年度末まで利用できません。

②育児休業満了者：保育所等の0歳児クラスに入所申込みせず（保育認定は必要）、1年間の育児休業を満了した後にお子さんの1歳の誕生日から復職し、復職日の翌年度1歳児クラス（4月入所）への保育所等の入所申込みをする保護者。

③夜間帯保育を必要とする保護者：保育認定を受けた保護者のうち、夜間の時間帯（午後10時から翌朝7時まで）に週に1回以上就労等の理由で保育を必要とする保護者（継続して夜間帯に保育が必要な状況にあることが条件です。）

～注意事項～

1. 本事業の実施期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までとなります。
2. 利用にあたっては、2025年度ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）利用約款を必ずご確認ください。この約款に同意いただくことが、本事業利用の条件となります。
3. 産休・育休中は利用できません。
4. 認証保育所等保護者補助金との併用はできません。

◎利用時間・料金等

利用時間：月曜日から土曜日（祝日・休日及び年末年始を除く）の午前7時～午後10時までの内、

保育標準時間認定 ⇒ 1日11時間かつ月220時間が利用上限

保育短時間認定 ⇒ 1日8時間かつ月160時間が利用上限

※夜間帯保育 ⇒ 24時間365日利用可能で月220時間が利用上限

利用料金：1時間当たり税込150円（本事業の専用システムによる助成券を利用した場合）

※利用時間の上限を超えた分の料金と利用料以外の入会金や保険料等は助成対象外です。

【利用料金に対する補助】

- ・交 通 費 補 助：ベビーシッターが本事業の利用者宅に通う際の交通費について、月額20,000円を上限に実費相当額を補助する制度があります。申請には、事業者が発行する領収書の写し及び領収金額の内訳がわかる書類が必要です。
- ・多子世帯負担軽減：0～2歳児クラス（課税世帯）第2子以降の児童の利用料金（助成券を利用した場合）について、月額33,000円を上限に補助する制度があります。申請には、事業者が発行する領収書の写し及び領収金額の内訳がわかる書類が必要です。

※2025年9月以降、0～2歳児クラス（課税世帯）第1子の児童も補助対象となります。

（裏面もご確認ください）

- ・施設等利用費：施設等利用給付認定を取得し、無償化対象事業者を利用した場合の保育料について、
0～2歳児クラス（非課税世帯）の方は月額42,000円、3～5歳児クラスの方は、月額37,000円を上限に補助する制度があります。（国の無償化制度）
申請に必要な書類は「中野区幼児教育・保育無償化のご案内～現況調査・請求用～（認可外保育施設等向け）」をご確認ください。ただし、在籍している保育所や幼稚園がある場合は対象外となる場合があります。

◎申請から利用までの流れ

- ①利用希望者は対象者確認申請を電子申請で行うか、「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認申請書」及び添付書類（以下のとおり）を郵送又は子ども総合窓口（中野区役所3階）に提出します。

【添付書類】

夜間帯保育を必要とする保護者のみ：夜間帯（午後10時から翌朝7時まで）保育を必要とすることが確認できる書類



←電子申請はこちらから

- ②区は対象者に「ベビーシッター利用支援事業 対象者確認書」を交付します。
→利用者は確認書を提示し、東京都が認定するベビーシッター事業者と契約を締結します。
- ③利用希望者はベビーシッター利用開始日の10日前（土日祝日、年末年始を除く）までに契約書等を持参の上、アカウント発行申請書を子ども総合窓口に出します。（郵送ではお受けできません）
→区は確認後、申請書を東京都に送付します。
- ④東京都は（公）全国保育サービス協会（委託事業者）を通じて、助成券発行のためのアカウントを利用希望者に送付します。
- ⑤助成券を利用し割引料金でベビーシッターを利用できます。

【お問合せ先】

中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係 電話：03-3228-5681（直通）